

雇用保険・健康保険（私学共済）の手続きについて

本学採用・復帰に伴い、雇用保険及び健康保険（私学共済）の資格取得を行います。
下記に従って手続きをしてください。 【書類はすみやかに提出してください】

	対象者	必要書類
雇用保険	全員 (必ず提出してください)	雇用保険被保険者資格取得届 ⇒別添記入例に従い記入してください。 (添付書類) ・外国人の方は、「在留カード」の写し (A4 サイズで印刷)
健康保険 (私学共済)	全員 (必ず提出してください)	資格取得報告書 ※ ⇒別添記入例に従い記入してください。 注) 個人番号 (マイナンバー) は正確に記入してください。 (添付書類) ① 過去に私学共済に加入したことがある方は、 年金等給付加入者記録票の写し (A4 サイズで印刷) ② 上記をお持ちでない方は、 基礎年金番号 (年金手帳又は基礎年金番号通知書) の写し (A4 サイズで印刷)
	全員 (必ず提出してください)	健康保険被扶養家族 (有無) の調査票 健康保険被扶養者家族「有」に○をつけた方は、別添記入例に従い 下記の書類を提出してください。
	被扶養家族の申請をされる方 は提出してください	被扶養者認定申請書 ※ 注) 必ずマイナンバーを記入してください。 国民年金第3号被保険者関係届 注) 配偶者を扶養する場合のみ提出してください。 公的機関等からの証明書 ・次ページを参照ください。

※ **資格取得報告書** 及び **被扶養者認定申請書** における資格確認書 発行要否の欄は、
必ずいずれかに チェックをしてください。

- ① マイナンバーカードを取得していない、取得しているが保険証利用登録をしていない等の理由に該当し、「1. 発行が必要」に チェックした場合、「資格確認書」を交付します。
- ② マイナンバーカードの保険証利用登録を済ませており、「0. 発行は必要ない」に チェックした場合、「資格情報のお知らせ」を交付します。

※ 資格確認書の発行には1ヶ月ほど日数がかかります。

被扶養者の場合は、被保険者本人の資格取得認定後に扶養者認定されますので、被扶養者の方の資格確認書の到着には1ヶ月以上かかる場合があります。私学共済で取得認定が確認できるまでは資格証明書を発行することができませんので、資格確認書がお手元に届くまでの間に医療機関を受診された場合は、後日「療養費・家族療養費等請求書」にて自費負担分の返還手続きをお願いします。

【私学共済ホームページについて】

本学採用・復帰後は日本私立学校振興・共済事業団に加入となりますので、被扶養者認定に必要な証明書類等は私学共済ホームページよりご確認ください。

・私学共済事業団HP➡ <https://www.pmac.shigaku.go.jp/>

被扶養者認定申請に必要な証明書類確認ページ

[トップページ](#)> [様式用紙等ダウンロード](#)> [内容\(分類\)別で探す](#)>資格・掛金関係> [被扶養者の認定に関する手続き](#)>[被扶養者認定申請書DL](#)> 提出上の注意> [被扶養者認定申請に必要な書類はこちら](#)のページをご参照ください

【被扶養者認定申請の多い配偶者と子に必要な書類の一例】

被扶養家族の種別	続柄・生年月日を証明するもの (提出してください)	生計維持関係を証明するもの (該当するもの全て提出してください) ※私学共済より照会があった場合は、別途証明書類を依頼する場合があります。	その他
【配偶者】	戸籍謄本(原本) ※職員が住民票の世帯主の場合は提出不要です。	① 直近の健康保険証の写し・家族全員分 (国民健康保険者証以外の保険者証をお持ちの方のみ) ② 配偶者が年収 130 万円未満の場合は認定を受けようとする月から向こう1年間の給与見込証明書	・マイナンバー、基礎年金番号を必ずご記入ください。 (職員本人・配偶者分)
【子】		① 直近の健康保険証の写し・家族全員分 (国民健康保険者証以外の保険者証をお持ちの方のみ) ② 配偶者に収入がある場合は配偶者の直近の源泉徴収票(写し) 入職後、1年以内の場合は、配偶者の年収見込証明書原本 ③ 子が学生で18歳以上の場合は在学証明書 ④ 子が年収130万円未満の場合は認定を受けようとする月から向こう1年間の年収見込証明書原本	・マイナンバーを必ずご記入ください。 ※職員本人より配偶者の所得が高い場合は、配偶者の被扶養家族になります。(1割程度の金額差であれば、扶養可能な場合もあります。)

【連絡・問合せ先】

〒807-8555

北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号

学校法人 産業医科大学 人事課 厚生係

TEL:093-691-7114